

大阪市中国残留邦人等に対する地域生活支援事業対象者

	中国残留邦人等(国費帰国者) ・配偶者 注1			国費による 同伴帰国者 注1		私費帰国した親族等 (呼寄せ家族) 注2	
	被支援者	被保護者	その他	被保護者	その他	被保護者	その他
1 身近な地域での日本語教育支援事業							
(1)民間日本語学校利用時の受講料等支援	○	○	—	○	—	—	—
(2)日本語能力の目標達成支援	○	○	○	○	○	—	—
2 中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業							
(1)日本語教室等通所(学)活動推進(紹介・あっせん)	○	○	○	○	○	—	—
日本語教室等通所(学)活動推進(交通費・教材費支給)	○	○	○	○	—	—	—
(2)自学自習者に対する相談等(相談等)	○	○	○	○	○	—	—
自学自習者に対する相談等(教材費支給)	○	○	○	○	—	—	—
(3)地域のネットワークを活用した支援	○	○	○	○	○	—	—
(4)地域での就労等支援(相談等)	○	○	○	○	○	—	—
地域での就労等支援(受講料等支給)	○	○	—	○	—	—	—
(5)親族訪問(訪中支援)	○	○	—	△(1世と同居)	—	—	—

注1 国費帰国の対象者でありながら、自費で帰国した中国残留邦人等及びその親族等も対象となる。

注2 私費帰国した親族等(呼寄せ家族)は事業対象者とはならないが、日本語教室や交流事業に参加することは差し支えない。

※ 対象者の特定に疑義が生じた場合は、厚生労働省社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室に照会する。